

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 6 日

各市町子ども・子育て支援事業主管課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

保育所、放課後児童クラブ等における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

平素は、本県の子育て支援行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、コロナは変異を繰り返して全国的に感染が拡大しており、本県においても新規感染者数が急増しております。

保育所、放課後児童クラブ等においてもクラスターや感染者発生の報告が増加しており、特に放課後児童クラブは長期休暇期間中、食事等の機会が増えることから、一層の危機感を持った対応が必要となっています。ついては、各施設におかれましては、特に次のような点に留意し、引き続き施設内感染対策に万全を期するよう重ねて周知をお願いします。

記

- 1 従事者の体調管理、換気の徹底、消毒液の設置、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底すること
- 2 従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある場合や PCR 検査を受けている場合は、当該従事者の出勤を控えさせること
- 3 施設利用前に、利用児童の家族に症状がないか、家族が PCR 検査を受けていないかを確認するなど、ウイルスを施設に持ち込ませないよう十分配慮すること
- 4 施設内で感染が疑われる事案（発熱など）が発生した場合は、ただちに保健所に連絡し、指示に従うこと
- 5 症状を訴える利用児童がいた場合、発熱の状況や保育室等の利用状況などを記録し、保健所の調査に協力すること